

税金問題研究集会に参加して

岡崎栄一郎（あい川支部）

9月27日、28日両日、広島安芸グランドホテルで開かれた「全商連第18回税金問題研究集会」に参加しました。32県連から243名（税理士10名）の参加でした。吹田民商からは山崎、吉田の両事務局長も参加しました。

1日目は全体会で、記念講演として浦野広明税理士が「税理士法と申告納税制度」のテーマで話されました。納税者の権利の基本的観点は自己決定権である、自分の税金は自分で決める、これを貫くことが重要であると強調されました。このことをもっと多くの仲間にも訴えていくことが、今必要だと思いました。

2日目は、四つのテーマで分科会が開かれ、私は「通則法と税務調査」の会場に参加しました。改悪国税通則法施行後の各地域の税務署の動きがどうなっているのか、それを知りたくて参加しました。会場では活発な討論が行われました。ただ、事後調査の経験交流、対策会議のようになったのが残念です。共通している事は・・・

- ① 調査件数が少なくなっていること
 - ② 調査の時、税務署員が二人体制になっていること
 - ③ 事前通知が電話で済まされていることです。
- 税務行政の不当性をただし、大増税を跳ね返していく強い民商を建設していくことの重要性を学びました。このことをもっともつと、会内・会外に知らせていくことを決意しているところです。

伝言板

無料法律相談（要予約、民商事務所で行います）
日時 10月16日（木）昼1時

第4回「吹田夜の街オリエンテーリング」
飲食店スタンプラリー

日時 10月18日（土）夕6時20分
集合場所 吹田勤労者会館
参加費用 3000円

消費税計算実務会（いずれも民商事務所）

日時 10月20日（月）昼2時
10月28日（火）昼2時
10月30日（木）夜7時

* 8%に対応する計算実務会です。1～3月までの売上、諸経費と4月からの分と分けて計算を行います。御準備下さい。

「25条の会・事前相談会」民商事務所で行います
日時 10月20日（月）昼7時 夜7時

* 国保分納・国税・住民税滞納相談です。参加の際は家計表を把握して持ってきて下さい。

もう、チェックした？

大阪府 **最低賃金**

838 時間額 **円**

平成26年10月5日から！

※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者に適用されます。
賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

電話でチェック！ 大阪労働局労働基準部賃金課 06-6949-6502

ウェブでチェック！ 最低賃金制度 検索

スマホでチェック！

最低賃金未滿の労働契約は、無効です。

最低賃金に関するお問い合わせは大阪労働局または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省

産業別最低賃金	時間額	効力発生年月日	産業別最低賃金	時間額	効力発生年月日
塗料製造業	870円	平成25年10月31日	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 *2（大阪府最低賃金）	827円	平成25年11月9日
	880円	平成26年10月31日		838円	平成26年10月5日
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	850円	平成25年10月31日	鉄鋼業	865円	平成25年11月2日
			自動車・同附属品製造業	848円	平成25年11月30日
			非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業 *2（大阪府最低賃金）	826円	平成25年12月1日
			自動車小売業	838円	平成26年10月5日

会費集金は会員の心をあつめる活動です

毎月10日までに集めましょう

商工新聞は経営のヒント・くらしの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう